

議第108号

呉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

呉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定める。

呉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 会計年度任用職員の給与の種類は、報酬（基本報酬（給料に相当する報酬及び地域手当に相当する報酬をいう。以下同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬をいう。以下同じ。）及び期末手当とする。

2 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(基本報酬の額)

第3条 会計年度任用職員の基本報酬の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとして、呉市職員の給与に関する条例（昭和27年呉市条例第1号。以下「給与条例」という。）別表第1から別表第4までの各給料表の職務の級1級における最高の号給までの給料月額及び地域手当を基礎として規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

2 前項の規定にかかわらず、職務の性質上これにより難い職にある者の基本報酬の額は、任命権者があらかじめ市長と協議して定める額とする。

3 前2項の規定により基本報酬の額を定める場合には、会計年度任用職員の職務の複雑性、困難性、特殊性及び責任の軽重に応じ、かつ、常勤の職員の給与との均衡を考慮しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、基本報酬の額の決定に関し必要な事項は、規則で定める。

(時間外勤務手当等に相当する報酬)

第4条 定められた勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、その定められた勤務時間を超えて勤務した全時間について、時間外勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 規則で定められた休日において、定められた勤務時間中に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、定められた勤務時間中に勤務した全時間について、休日勤務手当に相当する報酬を支給する。

3 第1項の時間外勤務手当及び前項の休日勤務手当に相当する報酬の額は、その勤務した1時間につき第6条に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に、100分の100から100分の160までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分

の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。

(夜間勤務手当に相当する報酬)

第5条 定められた勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間について、夜間勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 前項の夜間勤務手当に相当する報酬の額は、その勤務した1時間につき次条に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に、100分の25を乗じて得た額とする。

(勤務1時間当たりの基本報酬の額の算出)

第6条 会計年度任用職員の勤務1時間当たりの基本報酬の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 基本報酬を月額で定めた場合 基本報酬の月額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額

(2) 基本報酬を日額で定めた場合 基本報酬の日額を当該会計年度任用職員について定められた1日の勤務時間で除して得た額

(3) 基本報酬を時間額で定めた場合 基本報酬の時間額

(期末手当)

第7条 給与条例第14条の4から第14条の4の3まで(第14条の4第1項後段を除く。)の規定は、任期の定めが6月以上で6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する会計年度任用職員(規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第14条の4第2項中「100分の225」とあるのは「100分の130」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「規則で定める基準に従い任命権者が定める額」と読み替えるものとする。

2 前項に規定するもののほか、会計年度任用職員の期末手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(通勤に係る費用弁償)

第8条 会計年度任用職員が、規則で定める通勤に係る費用弁償の要件に該当するときは、その通勤に係る費用を弁償する。

2 通勤に係る費用の弁償の額、支給日、返納その他通勤に係る費用の弁償について必要な事項は、規則で定める。

(職務のための旅行に係る費用弁償)

第9条 会計年度任用職員が職務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償の額及び支給方法については、呉市報酬及び費用弁償条例(昭和22年呉市条例第42号)第7条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「その他の者」とあるのは、「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(報酬の支給方法)

第10条 会計年度任用職員の報酬は、月の初日から末日までを支給計算期間とし、毎月1回、規則で定める日に支給するものとする。

2 新たに会計年度任用職員となった者にはその日から報酬を支給し、離職したときはその日（月額により定められた報酬を受ける職員が死亡したときは、その日が属する支給計算期間の末日）まで報酬を支給する。

（基本報酬の減額等）

第11条 月額により基本報酬が定められている会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しない場合は、その勤務しないことにつき特に承認のあったときを除き、その勤務しない1時間につき第6条に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額を減額して支給する。ただし、当該減額して支給すべき時間が支給計算期間の全期間にわたる場合には、当該支給計算期間に係る報酬は、支給しない。

2 前項の規定は、日額により定められた報酬を受ける会計年度任用職員が、1日のうちの一部を勤務しなかった場合に準用する。

（単純な労務に雇用される者の給与の種類及び基準）

第12条 会計年度任用職員として法第57条に規定する単純な労務に雇用される者の給与の種類及び基準は、この条例に定める給与の種類及び基準による。

（会計年度任用職員の給与からの控除）

第13条 給与条例第2条の2の規定は、会計年度任用職員について準用する。

（口座振替による給与の支払）

第14条 給与条例第5条の2の規定は、会計年度任用職員について準用する。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出する。